

令和8年度 中央区西地域公園定期維持管理業務その1 特記仕様書

本業務における留意事項は、次のとおりとする。

1 荒巻川ほたる公園

(1) 池の中ノ島の除草について

- ・ホタルの保護のため、初回の施工を7月とすること。
※図示あり

2 瞳ヶ丘中央公園

(1) 低木刈込（ツツジ）について

- ・ツツジの開花のため、花期直後に施工すること。
※公園愛護会より要望あり。

3 伊左地緑地

(1) 除草及び剪定について

- ・毎年開催されるコンサート※に配慮して、コンサートの開催直前に施工すること。
なお、着手直前には担当職員に日程等を再確認すること。
※伊佐見ふれあい水車小屋コンサート。例年10月第3週頃の週末に開催される。

(2) 低木刈込について

- ・アジサイ※の開花のため、アジサイの刈込は、花期直後に施工すること。
※植栽場所は池の周囲
- ・アジサイ以外の低木刈込は、ハチ発生予防のため、7月までに施工すること。

4 西岸中央公園

特になし

5 桜台緑地

特になし

6 西山南公園

(1) 除草について

- ・公園愛護会の活動時期※に配慮して、施工時期を決定すること。なお、着手直前には監督員に日程等を再確認すること。
※例年、5月下旬～6月上旬、10月下旬～11月上旬に実施。
※公園愛護会より要望あり。

7 大人見緑地・ゆう緑地

特になし

8 しん公園

(1) 除草について

- ・施工時期は6月と9月とすること。

9 ゆう公園

(1) 除草について

- ・施工時期は6月と9月とすること。

10 大平台第二緑地

(1) 除草について

- ・北側法面の除草（年1回）の施工にあたっては、事前に担当職員と、育成する実生木等を確認し、それらを除草対象から除くこと。

11 大平台第三緑地

(1) 除草について

- ・沿道より奥行1mの範囲の除草については、対象範囲に低木植栽がある場合は、その奥1mの範囲を除草すること。

12 入野第一緑地

(1) 除草について

- ・日陰の時間帯が長い区域でササ・タケ類の除草を目的としている区域については、初回の施工をそれらの生長期（6月）以降とすること。
※近隣住民より要望あり。

13 入野第二緑地

(1) 除草について

- ・クズの除去のため、初回の施工を5月とすること。
※近隣住民より要望あり。
- ・法肩の伐採木からのひこばえは除去せずに残すこと。
※近隣住民より要望あり。

14 南平公園

特になし

15 西山北公園

(1) 除草について

- ・地域の活動時期※に配慮して、施工時期を決定すること。なお、着手直前には監督員に日程等を再確認すること。

※10月実施予定